

(利用者用)

令和6年度のストレスチェックが始まります。
自分自身のストレス状態を知るために、必ず受検しましょう。

- 1 「ストレスチェック I D 通知書」はがきについて
~~配付されたはがきは各自で大切に保管してください。
I D・パスワードを紛失するとストレスチェックの受検ができなくなります。
面接指導の要否確認にも I D・パスワードが必要となりますので、受検後も保
管をしてください。~~
- 2 ストレスチェックの受検について
 - ◆実施時期
令和6年9月9日(月)から同年9月22日(日)まで
*利用時間 6時から24時まで
 - ◆受検方法
行政用パソコンや個人のスマートフォン等からインターネットを使い、
次のどちらかの方法でアクセスする
 - 総合教育センターホームページ内のリンクリスト「福利厚生ポータル」
からストレスチェックシステムへアクセス
*福利厚生ポータルログイン I D「teacher」
パスワード「kokorook」
 - 直接「公立学校共済組合 心のセルフチェックシステム ポータルサイ
ト」(<https://kokoronokenkou.jp/>)へアクセス
 - ★「心のセルフチェックシステム」
<ストレスチェック>をクリック
I D 通知書に記載されている「I D」「パスワード」を入力
- 3 受検結果について
 - ①ストレス判定結果：受検後、直ちに画面に表示されます。
(検査結果は、本人の同意なく事業者(教育委員会等)に提供されることはあ
りません。)
 - ②高ストレスと判定された場合：9月30日から10月29日の間に再度ストレ
スチェックシステムへアクセスし、医師による面接指導の要否を確認してくだ
さい。
 - ③面接指導「要」の場合：面接指導希望の有無を登録します。
*面接指導希望有：後日、福利厚生課から面接受診方法等について個別に連絡
します。
- 4 留意事項
 - ①ストレスチェックは医師・保健師等が実施し、検査結果や面接指導結果などの
個人情報適切に保護・管理され、本人の同意なく本人以外に提供されること
はありません。
 - ②ストレスチェックの受検を義務づける規定はありませんが、これは、メンタル
ヘルス不調で受検の負担が大きい等の特別な理由がある者にまで受検を強要す
る必要はないためであり、ストレスチェック制度を効果的なものとするため、
全ての教職員が受検することが望ましいとされています。
 - ③ストレスチェックを受けていない者に対しては、ストレスチェックの受検を勧
奨することがあります。
 - ④ストレスチェック実施の有無や医師の面接指導の結果等を理由に不利益な取扱
いをすることは禁止されています。

【 担 当 】

福利厚生課 厚生健康担当 増田
電話 088-621-3278 ファクシミリ 088-621-2893
メール masuda_katsue_1@pref.tokushima.lg.jp